

議題（１）空き家の利活用案検討スケジュール等について

1. 空き家の利活用について

地域住民の生命、身体、財産の保護とともに生活環境の保全を図り、空き家等の活用を促進することを目的に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されました。野木町においても平成30年4月に野木町空家等対策計画において基本方針を定めました。計画書では下記の具体的施策が掲げられておりますが、空き家の利活用を進めるにあたっては「空き家バンク」の創設が必要不可欠となっています。

3 具体的な施策 ※野木町空家等対策計画より抜粋

◇ 計画の方向性及び指針

空家等の適切な管理は第一義的には、当該空家等の所有者等の責任において行われるべきですが、放置された空家等については管理不全の結果、安全安心な町民生活に影響を及ぼすことにつながることから、町として公益上必要な対策を適切に講じる必要があります。

また、空家等対策については、居住中の対応から除却後の跡地利用まで、各段階に応じた効果的な施策が必要です。

本計画では、各段階に応じた各種施策を実施していきます。

[1] 空家化の予防・抑制

[2] 空家等適正管理の促進

[3] 空家等の利活用

[4] 管理不全の空家等への指導等

[3] 空家等の利活用

空家等及び空家等を除却した跡地等については、積極的な利活用につながる施策を検討します。

(ア) 空家等を利用した隣接宅地の拡大

除却した空家等に係る跡地を隣接する宅地の拡大につなげる施策の検討

(イ) 空き家をリフォームする際の補助策

(ウ) 空き家の解体補助策

(エ) 空家等に関する相談会の実施

(オ) 「空き家」所有者等への相談窓口の設置

(カ) 空き家バンクの創設

2. 経過、今後のスケジュール及び策定体制（資料1-2、1-3、1-4）

